

議案第 13 号

羽曳野市特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市特別会計設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 26 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

健康ふれあいの郷の整備及び運営のための事業費の一部として活用してきた基金の廃止に伴い、基金繰入金を特定の歳入として特別会計で経理を行う必要がなくなることから、羽曳野市健康ふれあいの郷事業特別会計を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市特別会計設置条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市特別会計設置条例(昭和46年羽曳野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の羽曳野市健康ふれあいの郷事業特別会計に係る平成25年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。
- 3 この条例により廃止する羽曳野市健康ふれあいの郷事業特別会計に係る剰余金、債権及び債務は、羽曳野市一般会計が継承する。

羽曳野市特別会計設置条例 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)            第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 209 条第 2 項の規定により次に掲げる特別会計を設置する。            (1)～(3) 省略    <u>(4)</u> 省略            以下省略</p>	<p>(設置)            第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 209 条第 2 項の規定により次に掲げる特別会計を設置する。            (1)～(3) 省略  <u>(4)</u> 羽曳野市健康ふれあいの郷事業特別会計  <u>(5)</u> 省略            以下省略</p>